令　和　8　年　度

# 事　業　計　画

社会福祉法人　東大阪市社会福祉事業団

# 令和８年度基本方針

障害児者支援センター・レピラの指定管理の第２期（令和４～８（2022～2026）年度）も、いよいよ最終年度を迎えます。この４年間、私たちが積み上げてきた確かな実績は、地域における事業団の信頼を揺るぎないものにしました。本年度は、この到達点をさらなる飛躍の足場とし、職員一丸となって「地域の面的整備」を加速させる年にしてまいります。

令和３（2021）年度の次世代ワーキング会議発足以来、私たちは理念を形にするための組織改革を断行してきました。事務局への経営企画室設置、短期入所事業の機能強化、そして「専門性を日常に活かす」ことへの追求。これら一連の再編により、診療、子ども発達支援、就労生活支援、相談、事務局（地域交流）の各部門が、より専門的かつ有機的に機能する体制が整いました。

特に、地域発達支援室による後方支援や、就労生活支援センターによる切れ目のないサポート体制の構築は、私たちの先駆的役割を象徴する成果です。設立45周年を経て再確認した「理念のバトン」を、今こそ具体的な実践へと昇華させなければなりません。

令和８（2026）年度は、包括的支援を支える診療部門の揺るぎなき進展と確固たる基盤の確立のもと、誰もが住み慣れた地域で当たり前の生活ができるよう療育・相談支援を推進します。とりわけ障害児支援ネットワーク（みらいネット）の中核として地域課題の解決をリードするとともに、令和７（2025）年10月から新たに始動した「就労選択支援事業」を軌道に乗せ、障害のある方々の「はたらく未来」を力強く支えます。

事業団がめざす地域の社会資源の質の確保・向上、すなわち「地域の面的整備」は、東大阪市の福祉のまちづくりにほかなりません。まちづくりを円滑に進めるためのシステムとして自立支援協議会があり、その事務局を担う基幹相談支援センターによる協議会を円滑に機能させる高度なガバナンス能力がより強く求められます。

玉川中学校区のフェスティバルをはじめとする地域活動へも、これまでの「地域ふれあいのつどい」をアップデートさせる形で積極的に参画し、私たちの理念を地域の隅々まで浸透させていきます。

これら「地域の面的整備」の推進に向けた取り組みや大規模災害が発災した際の指定福祉避難所としての役割などについて定期的に開催している市との連絡会をはじめ個別も含め市との協議を精力的に進めていきます。

次期指定管理者の選定に向けた準備は万全です。いつ、いかなる選定が行われようとも、必ず受託できる盤石の態勢で、次なる５年、10年を見据えた一歩を踏み出してまいります。

# 子ども発達支援部門

（東大阪市立はばたき園、保育所等訪問支援、はばたき園相談室、こばと・たんぽぽ教室、プランセンターはばたき、発達障害支援センターPAL、医療的ケア児等コーディネーター事業）

## 1）事業方針

・令和８年度は、障害児に関連する地域の支援体制の面的整備を推進するために、当センターの職員が積極的に地域の中へ出向き、学校園及びそこに通う子どもたちの支援を通してインクルージョンを促進することに注力していきます。さらに、地域の事業所とお互いの役割を確認しながら、重層的な支援が可能な地域づくりを目指した活動に取り組んでいきます。また、令和６年度の児童福祉法改正を踏まえ、従前より取り組んできた未診断から診断初期の段階の家族支援を含めたケース支援と障害特性に応じた高度な専門的支援は直接支援における当センターの役割として継続して取り組みます。

## 2）重点項目

### はばたき園（児童発達支援センター）

・就学前の支援を必要とする子どもや保護者の日常生活・集団生活の初期段階の直接支援をする施設であるとともに、地域園や事業所、行政機関等、地域の様々な関係機関の支援の交流拠点としても機能することを目指して運営します。

・当園と並行通園している地域の幼稚園や保育園と子どもの支援に関する情報交換を実施し、目的を共有しながらお互いの役割を整理して日々の支援に取り組みます。また、保育所等訪問支援事業に従事する職員の養成にも取り組み、地域園で生活する子どもと所属する地域園の支援を拡充し、地域のインクルージョンの推進に向けて取り組みます。

・当園と並行で通う地域の事業所と連携し、支援方針や子どもたちへの具体的なかかわりについて共有する機会を設けます。また、事業所の訪問や実習の受け入れ等の活動を通して療育の知識や技術の交流を実施し、共に地域の人材育成に取り組み、地域全体の支援力が向上していくことを目指します。そういった活動を通して、支援機関同士が各々の強みを知り、お互いの機能を活かし、補完し合いながら子どもたちが生き生きと生活できる地域づくりを目指します。

### 地域発達支援室

・地域発達支援室の５事業（はばたき園相談室・プランセンターはばたき、こばと・たんぽぽ教室事業、保育所等訪問支援事業、発達障害支援センターPAL・発達支援拠点 PAL、医療的ケア児等コーディネーター事業）は、いずれも障害児が地域で生活していくための後方支援としてなくてはならない事業です。これらの事業それぞれ、またお互いの連携の

もと、地域の面的整備に取り組んでまいります。

【はばたき園相談室】

・関係機関との連携のもと、乳幼児期の「気になる時期」、あるいは学齢期以降で初めて発達課題を指摘される「気づいた時期」からの相談を引き続き行い、入口としての相談機能を果たしていきます。

・「東大阪市障害児支援ネットワーク連絡会（以下みらいネット）」の事務局として、通所、相談、保育所等訪問支援の各連絡会の実施運営に取り組みます。みらいネット主催の研修会や連絡会等の実施を通して、急増している障害児通所支援事業所等の支援の質の確保、底上げとネットワーク形成をはかっていきます。

・地域の障害児通所支援事業所からのニーズに応じて、支援者対象実習や見学、研修会の実施を行います。実習等のコーディネーターとして、関係機関とのスムーズなやりとりをしていきます。

・はばたき園クラス職員との連携のもと、地域の事業所との、より実践的な交流をはかり、支援の質の向上・底上げをはかっていきます。

【プランセンターはばたき（障害児相談支援・計画相談・地域移行・地域定着）】

・令和８年度より試行的に障害児の特例チャレンジプラン（セルフプラン）への移行が実施されます。特例チャレンジプラン導入に伴い、子どもやご家族への情報不足やサポート不足等が生じないように、東大阪市福祉部とともにチャレンジプラン作成支援や、移行審査のしくみづくり、新規利用者への計画相談支援事業所との調整、などに携わっていきます。また、これと関連して、市内の障害児相談支援事業所への訪問なども計画していきます。

【こばと・たんぽぽ教室（東大阪市療育教室事業）】

・引き続き、東大阪市療育教室事業の運営に取り組みます。とくに、発達に不安を抱えた初期の不安定な時期の保護者への支援に丁寧に取り組みます。

・東大阪市子どもすこやか部や健康部と密接に連携しながら、子どもと保護者にとっての乳幼児期における療育教室の役割を整理していきます。

【保育所等訪問支援事業】

・障害児の地域での生活を支える根幹となる事業であり、インクルージョンを推進していくのになくてはならない事業です。障害児本人だけではなく、所属機関の職員への支援として、地域からの期待は高いといえます。引き続き、本事業を通して、障害があっても地域で暮らすための支援を続けていきます。

【発達障害支援センターPAL（児童発達支援・放課後等デイサービス）】

・東大阪市発達障害児支援事業に基づき、発達障害児に対する専門的な個別療育と保護者支援を進めます。発達障害児に関する多様な支援ニーズに対応していくために、包括的なアセスメントを実施し、根拠に基づく専門的な個別療育を展開します。

・子どもに最も近い存在の保護者のウェルビーイングを高めるために、ペアレント・プログラムを試行的に実施します。また、これまでの個別療育と保護者支援で培った専門性をより地域にいかしていくために、保護者研修の一部を地域の方も参加できる形に広げていきます。

【発達障がい者支援センター中河内圏域地域支援オフィス　発達支援拠点 PAL】

・令和７年度より、地域支援マネジャーを配置し、学校や保育所、障害児通所支援事業所等への支援を行っています。乳幼児期、学齢期からのこうした予防的支援を通して、発達障害児や家族が、地域生活においてウェルビーイングを実現できるように、地域発達支援事業所等サポート事業（大阪府委託事業）に基づき、中河内圏域における発達障害児に関わる関係機関の支援体制の強化を図ります。

【医療的ケア児等コーディネーター事業】

・実務担当者会議の運営をとおして、医療的ケア児の状況把握、地域課題抽出、支援者同士のネットワーク形成に取り組みます。特に令和７年度に初めて実施した「医療的ケア児等支援者交流会」は、引き続き企画・実施していきます。これらを通して東大阪市における医療的ケア児への支援体制構築に向けて、地域の支援者同士の顔の見える関係づくりに貢献していきます。

## 3）達成目標

**はばたき園**

【児童発達支援】

・地域支援の一環として、地域の事業所や関係機関、大学等からの見学や実習を１０人以上受け入れることを目指します。

・はばたき園の園児や卒園児が通う地域の事業所との連携を強化するため、１０件以上訪問して子どもの支援について共有します。

**地域発達支援室**

【はばたき園相談室】【プランセンターはばたき】

・みらいネット事務局として、全体会および通所、相談、保育所等訪問の各連絡会を年２回以上実施します。

・支援の質の向上を目的に、発達支援拠点 PAL 及び基幹相談支援センターと連携協働し、地域の障害児支援に関わる各機関を対象とした事例検討会を年２回以上実施します。

・特例チャレンジプランの試行的導入に伴い、東大阪市担当課と適宜情報共有と検討の場を設け、特例チャレンジプランの円滑な運用を図ります。

【保育所等訪問支援】

・新規利用ケースが年間 15 ケース以上となるよう、周知に努めます。それにより、初めて本事業を利用する学校園が増え、地域の面的整備につながるようにしていきます。

【発達障害支援センターPAL（児童発達支援・放課後等デイサービス）・
発達障がい者支援センター中河内圏域地域支援オフィス　発達支援拠点 PAL】

・家族支援の一環として、ペアレント・プログラムを年２クール実施します。

・学校園、障害児通所支援事業所、留守家庭児童育成クラブ、母子保健機関等、地域の多様なニーズに応じた地域支援を年１０回以上実施します。

【医療的ケア児等コーディネーター事業】

・事業の円滑な運営のために、東大阪市子どもすこやか部とともに医療的ケア児等実務担当者会議を年 4 回実施します。また、医療的ケア児等支援者交流会を引き続き年１回実施します。

# 就労生活支援部門「東大阪市障害者就労生活支援センター」

## （就労選択支援・自立訓練（生活訓練、機能訓練）・就労移行支援・就労定着支援・東大阪市障害者就業・生活支援センター事業「J-WAT」）

### 1）事業方針

・若年層へ向けた出前講座や就労選択支援事業を通じて、早期からの「はたらく」準備を整える支援に取り組むとともに、地域の就労支援機関へのつなぐ機能やバックアップ機能を強化し、地域全体で障害児者の就労への移行を切れ目なく支えていく基盤を構築します。
・学校・企業・地域の事業所へ積極的に出向き、就労を志す機会や就労への受け皿を地域に創出することで、就労支援の裾野を広げ、誰もが「はたらく」という選択肢を持つことができる地域づくりを進めます。

### 2）重点項目

・市内全中学校の支援学級を対象に「はたらく体験学習」を定着させ、東大阪市教育委員会と連携しつつ、支援学級における市内独自の支援プログラムとして定例化を進めます。
・中学校の支援学級や特別支援学校での出前講座の内容を踏まえ、幅広い年代に応じた就労支援プログラムを構築し、小学校の支援学級や一般高校の通級指導教室等へこの取り組みを広げます。
・就労選択支援事業の拡充とともに、行政及び自立支援協議会、市内就労支援機関と連携して、地域に向けた啓発活動を積極的に展開し、障害児者の「はたらく」選択肢を広げます。さらに、この取組を通じて不登校や引きこもりの状態にある方々が社会とつながるための多様な機会を創出します。
・障害のある方の就労機会拡大と、企業の雇用創出を推進するため、地域の就労支援機関と連携し、まずは企業における「実習の場」の積極的な開拓に取り組みます。さらにハローワーク等と連携し、企業が当事者や支援機関に向けて幅広く実習内容を説明する機会を創出します。
・令和８年４月施行の「高次脳機能障害者支援法」の趣旨を踏まえ、地域の支援拠点や東大阪市福祉部と連携し、制度の谷間や切れ目のない援体制を構築します。
・地域生活や就労の安定へ向けた「体メンテナンス教室」（自立訓練終了後のフォローアップ）や「金曜会」（在職中の障害者の集まり）などの当事者活動の場の充実及び、「はたらく」を志す若年層へ向けた交流・啓発イベントを検討します。

### 3）達成目標

・「はたらく体験学習」の周知とともに実施日を定例化するなど間口を拡大し、東大阪市内の半数以上の中学校での実施を目指します。
・出前講座を幅広く周知し、一般高校の通級指導教室や小学校高学年の支援学級へ実施しま

す。

・就労選択支援事業を支援学校在籍の方だけでなく、一般高校、専門学校や大学などに在学中の方を含め、働く前段階における支援として幅広く提供します。

・通所から８名の就職・復職を実現します。また、就職・復職後の１年経過時点での職場定着率80%以上を継続します。

・通所支援の各事業の強みを活かし、高次脳機能障害に対して「評価→訓練→就職→定着」を切れ目なく支援することで、地域における高次脳機能障害者の社会復帰拠点としての役割を果たします。

・当事者活動の場を毎月２回以上実施し、参加者の定着と拡大を図ります。

# 診療部門（診療所）

## 1）事業方針

・障害に特化した診療所として、常勤の児童精神科、小児科等の専門医を中心に、看護・心理・リハビリ等の専門性の向上に努めます。また、障害児医療に関わる基幹病院や地域医療機関、保健や教育等の関連機関と連携を深めます。
・基幹病院等から地域へ戻られた障害児への切れ目のないリハビリテーションを継続して行います。
・患者の権利の尊重・十分な情報提供・知る権利、自己決定の権利を尊重し、障害児者やその家族が地域の中でごく当たり前に暮らしていけるよう、その生活と健康を支えます。

## 2）重点項目

・患者が安心して医療を受けられ、それぞれの実情に応じて住み慣れた地域で継続した生活ができるよう、医療機関等との連携を深めます。
・リハビリテーションでは、基幹病院から地域へ戻られた障害児へのリハビリ、成人期を見据えたリハビリや生活支援等を行います。また、個別理学療法の終了移行期または終了された利用者が、ご自宅でのセルフケアだけでなく、活動の場の１つとして活用されるよう移行支援として自主訓練を継続します。
・児童発達支援センターはばたき園で専門的支援実施加算プログラム（リハビリテーション等の専門職が評価や専門的支援実施計画を作成し、支援を行うこと）に引き続き取り組みます。
・出生早期に診断された在宅期にあるダウン症児とその家族を地域で支援するため、ダウン症親子教室を立ち上げ、安定的かつ円滑に運営することを目指します。
・障害児者やその家族が自己選択・自己決定するための地域の社会資源にかかる適切な情報提供を行います。
・医療と障害福祉サービスの連携、保健・福祉・教育・行政等の関係機関との連携も含め、地域包括ケアの推進に取り組みます。
・医療安全マニュアルの情報更新と電子カルテシステムのセキュリティ対策を強化します。

## 3）達成目標

・障害児医療に関わる基幹病院や地域の関係機関等からの紹介受診を前年度より 10%以上増やします。
・医療安全委員会を月に１回開催し、医療安全情報を共有するとともに、医療安全に関わる研修を年２回以上実施します。

# 診療部門（短期入所室）

## 1）事業方針

・高齢化社会が進む中、障害のある方とご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、短期入所として関係機関等と連携しながら、在宅生活の充実を図れるようサービスを展開していきます。地域ニーズとして多くの利用希望があるという課題についても、体制等の見直しを含めた検討を行っていきます。また、より良い支援を提供するための職員の人材育成にも取り組んでいきます。

## 2）重点項目

・利用者のケア会議に積極的に参加し、相談支援事業所や委託相談と連携をしながら、利用者の地域生活に向けた支援を行います。
・事業所連絡会短期入所部会に参画しながら、利用者の地域ニーズの把握に努めます。
・外部研修等に職員を積極的に派遣し、様々な障害に対する支援スキルの向上を目指します。
・新規利用者数の増加や、多様な地域ニーズに対応するため、受け入れ体制の検討を行っていきます。
・利用者への支援の質をさらに高めるため、引き続き支援内容の検討を行います。

## 3）達成目標

・2 泊以上の連泊を年間で 30 件以上受け入れします。
・送迎に関して年間のべ 750 件の対応をします。

# 相談部門（基幹相談支援センター）

## 1）事業方針

・現在の東大阪市の障害児者福祉をとりまく状況をみると、障害福祉サービス事業所数は年々増加しています。今後の課題はサービスの質の確保となってきます。また利用者にとって、わかりやすい情報提供も年々求められるようになっています。さらに、制度のはざまとなりやすい児童期から成人期、成人期から高齢期への移行も課題になっています。これらの課題に広く対応するべく、地域の相談支援体制を充実させていくことが求められています。こうした地域の面的整備という観点では、基幹相談支援センターの役割はこれまで以上に大きくなるものと思われます。自立支援協議会の事務局機能を担うなかで、これらの課題に対応していきたいと考えています。

## 2）重点項目

①自立支援協議会事務局として、以下のような取り組みを行います。

・障害福祉サービスの質の確保への取り組みについては、自立支援協議会内に、常設の会議体として「事業所魅力発見会議」を設置し、各事業所のアピールポイントを集約、利用者や支援者にわかりやすく伝えていきます。

・利用者・支援者へのわかりやすい情報発信を行います。

・利用者の権利を守る相談支援専門員の育成・バックアップを引き続き行います。相談支援の三層構造が機能する体制を維持し、また支援者支援にもこれまで同様に取り組みます。

・上記３点の取り組みの要となる、自立支援協議会の円滑な運営に、地域の主任相談支援専門員と連携して取り組みます。

また、協議会において専門会議も随時開催し、特に高齢期へのつなぎの課題、就労選択支援事業の展開状況、令和 8 年度から試行的に実施される障害児の特例チャレンジプラン（セルフプラン）の課題の洗い出しと対応策の検討などにも事務局として積極的に取り組んでいきます。

さらに、地域移行・地域定着の促進、地域の支援力向上を目標として、地域生活支援会議の運営にも取り組んでいきます。

②上記に加え、基幹相談支援センターに求められる権利擁護や人材育成の取り組みも引き続き行います。

・権利擁護への取り組みとして、引き続き虐待防止センター業務、法人後見業務にも積極的に取り組みます。

・人材育成への取り組みとして、支援者向け研修や事例検討会をタイムリーに企画・開催します。関係機関からの講師派遣依頼は積極的に受諾します。さらに相談支援従事者養成研修受講者に対する実習受け入れを地域の主任相談支援専門員とともに実施します。また、

学生実習の受け入れも行います。

・令和８年度は第８期障害福祉計画、第４期障害児福祉計画の策定年度にあたります。東大阪市担当課や関係機関との連携のもと、これらの計画策定に寄与し、障害児者が地域で生活していくための取り組みをすすめていきます。

### ３）達成目標

・事業所魅力発見会議を協議会事務局として運営します。まずは就労継続支援 B 型事業所の事業所紹介に取り組み、利用者がわかりやすい事業所選択に寄与してまいります。

・情報発信のひとつの手段として、協議会 HP を作成いたします。

・相談支援従事者の育成のために、委託相談グループスーパービジョン（年１０回以上）や個別スーパービジョン、委託相談職員同士のつながりづくりを目的としたサロン（年４回）などを運営いたします。

・主任相談支援専門員連絡会の運営（年１０回以上）をしてまいります。

# 事務局

## 1）事業方針

・地域の障害福祉における先駆的役割を果たし続けるため、経営企画室にて、各事業の進捗を確認し、各部門・各事業が有機的に連携することで安定した法人運営ができるよう議論を尽くし、取り組みます。
・法人内の各種委員会を統括し、必要に応じてワーキンググループを立ち上げるなど柔軟な体制をとりながら、法人の体制強化につなげていきます。
・地域住民に対する障害理解のさらなる啓発に努めます。
・規則、要綱等の見直しを進め、職員が働きやすい職場作りを推進していきます。

## 2）重点項目

・次期指定管理の選定に向け、各事業の進捗を確認しながら、地域の面的整備に取り組みます。
・経営企画室と所属代表者会議を定期開催し、タイムリーな情報共有に努め、適正な法人運営に寄与します。
・給食業者がかわっても安心安全な給食を提供できるよう、業者との連携を強化します。
・大規模災害時の指定福祉避難所としての対応について、市内の他の指定福祉避難所との情報交換も含め、引き続き東大阪市と協議していきます。
・地域の面的整備につながるように公開セミナー委員会を中心に、公開セミナーの内容をブラッシュアップし、より多くの方に受講していただけるよう計画し、実施します。
・研修委員会主催研修は、階層別研修、実践発表会を継続し、また各部門で開催されている専門研修などとも連携しながら、職員の質の向上に努めます。
・「地域ふれあいのつどい」の主旨のもと、「玉川中学校区フェスタ」に参加し、地域活動へより積極的に参画します。
・安全衛生委員会の定期開催を引き続き行い、職員の労働環境等の課題抽出及び解決に取り組みます。

## 3）達成目標

・年間を通した、安心安全な給食の提供を実施します。
・虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策、BCP 等の法定研修に加え、階層別研修、新採研修などを適宜実施します。
・規則・要綱等を整理及び整備します。
・市との情報共有、意見交換は適宜行いつつ、また定例の連絡会は年４回実施します。

指定管理者としての業務

東大阪市立障害児者支援センター条例及び条例施行規則に基づく業務

（1）児童発達支援センターとして行う障害児通所支援事業に関すること

（2）短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援事業及び就労選択支援事業に関すること

（3）基幹相談支援センター事業に関すること

（4）障害児相談支援事業及び特定相談支援事業に関すること

（5）診療所として行う障害児及び障害者のための医療を提供する事業に関すること

（6）障害児及び障害者の活動等のための施設の供与に関する事業に関すること

（7）障害児者支援センターの維持管理及び財産管理に関すること

（8）障害児者支援センターの利用の制限に関すること

（9）会議室等の使用の許可及び使用の許可の取消等に関すること

(10) 会議室等の使用料の減免及び免除並びに還付に関すること

(11) 利用者負担額、利用料及び診療料金の徴収に関すること

(12) 医療的ケア児等コーディネーター事業

(13) その他市長が必要と認める事業に関すこと

東大阪市よりの受託事業

（1）東大阪市療育教室事業及び東大阪市発達障害児支援事業の運営に関すること

（2）保育施設巡回指導訓練業務に関すること

（3）東大阪市立学校園巡回指導訓練業務に関すること

（4）乳幼児精密健康診査実施に関すること

（5）保健衛生業務に関すること

（6）機能訓練業務に関すること

（7）障害者雇用啓発事業に関すること

他の自治体よりの受託事業

（1）障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）に関すること

（2）地域発達支援事業所等サポート事業に関すること

国よりの受託事業

（1）障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）に関すること

自主事業

（1）喀痰吸引等研修事業に関すること（社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業）
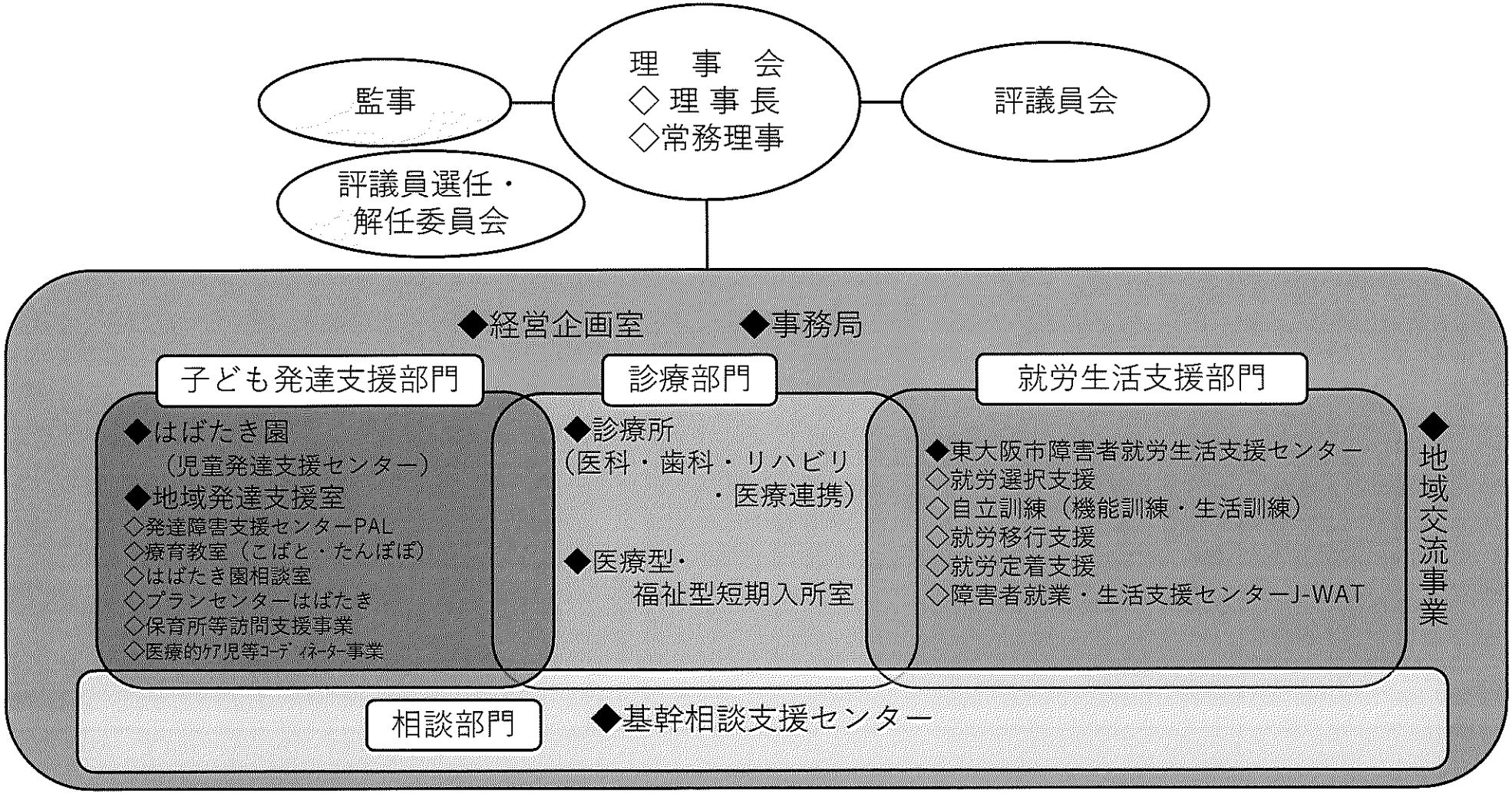
# 令和８年度　社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団　組織図